

「松田町犯罪被害者等支援条例（素案）」に関するパブリックコメント の募集結果について

町では、被害に遭われた方が一日でも早く平穏な生活を取り戻すことができるよう、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進するために、「(仮称) 松田町犯罪被害者等支援条例（案）」について町民の皆様からご意見を募集しました。

令和8年1月16日から令和8年2月15日までの31日間実施した結果につきましては、次のとおりです。

1 意見の提出方法

意見提出者数		27件（2人）
内 訳	インターネット	0件（0人）
	ファクシミリ	0件（0人）
	郵送	0件（0人）
	直接持参	27件（2人）
	（無効な意見提出）	0人（0人）

2 パブリックコメントに伴う町の対応等

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	9件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	18件
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他（質問など）	

3 パブリックコメントの意見の内容

提出者	意見の内容（要旨）	該当箇所	区分	町の考え方
1	条文中、関係機関等というように「等」を付した表現が多用されているが、特定される条文表記に「等」は不要ではないか。	全般	B	ご意見ありがとうございます。 （定義）第2条の条文中で、「等」を含めた用語の意味を規定しており、また上位法である犯罪被害者等基本法との整合性も図られているため、現行の表記のままいたします。
	第2条（1）犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する <u>行為</u> をいう。 理由：犯罪被害者等基本法第2条第1項での犯罪等の定義として行為を説明しているため。	第2条第1号	A	ご意見ありがとうございます。 神奈川県犯罪被害者等支援条例にも犯罪等の定義があり、犯罪等とは、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。」とありますので、ご意見のとおり修正いたします。
	第2条（4）町民等 町内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は町内で活動を行う <u>者</u> をいう。 理由：活動を行う者とするにより団体の所属有無を問わない町内活動者になるため。	第2条第4号	B	ご意見ありがとうございます。 町内で活動を行う「者」とした場合、団体が含まれるかどうか不明確となるため、現行の表記のままいたします。 なお、本条の「者」は、町内で活動する自治会やボランティア団体などを想定しています。
	第2条（5）事業者 町内で事業活動を行う <u>個人及び法人その他の団体</u> をいう。 理由：町内で事業活動の定義として町内で営利活動を行うという意味合いではなく、犯罪被害者等支援活動を行うものであるため、支援活動をする者を具体的に表現した。	第2条第5号	B	ご意見ありがとうございます。 本条例における「事業者」は支援主体に限定するものではなく、個人事業主や法人等を包括的に指す用語であるため、現行の表記のままいたします。
	第2条（6）二次被害 犯罪等により <u>直接被害</u> を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる <u>誹謗中傷</u> 、報道機関等による（以下省略） 理由：害では直接・間接的か判断できず中傷とするより誹謗中傷と表現することにより加害行為内容が明瞭となる。	第2条第6号	B	ご意見ありがとうございます。 二次被害については、間接的な被害を含むものでもあり、また中傷とした方がより広く捉えることができるため、現行の表記のままいたします。

提出者	意見の内容（要旨）	該当箇所	区分	町の考え方
1	第3条4 犯罪被害者等の支援は、町、 <u>関係機関等</u> 、 <u>町民等</u> 及び事業者が相互に連携し協力することにより <u>行わ</u> なければならない。 理由：等という抽象的方言ではなく、特定する表現とし、推進より不退転的表現とする。	第3条第4項	B	ご意見ありがとうございます。 第2条に「関係機関等」、「町民等」の定義があります。また、「行わなければならない」とした場合、義務規定となってしまうこととなりますので、現行の表記のままいたします。
	第4条 町は、(中略)、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、 <u>総合的に実施するものとする</u> 。 理由：施策策定し実施することは当然のことなので「及び」は不要である。	第4条	B	ご意見ありがとうございます。 「施策の策定」と「施策の実施」は異なる行為であり、町の責務としてそれぞれ明確にする必要があるため、現行の表記のままいたします。
	(町民等の <u>債務</u>) 第5条 町民等は、(以下省略) (事業者の <u>債務</u>) 第6条 事業者は、(以下省略) 理由：町民等や事業者は施策を実施する義務を負うため債務とする。	第5条第6条	B	ご意見ありがとうございます。 町民等、事業者共に支援への協力を求めるものであり義務規定ではないため、現行の表記といたします。
	第6条 事業者は、(中略)及び支援の必要性について <u>理解を深め</u> 、二次被害を生じさせないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に <u>関する施策に協力するよう努めるものとする</u> 。 理由：どのようなことに協力するかを具体的に表現する。	第6条	B	ご意見ありがとうございます。 事業者に対して犯罪被害者等支援への理解と協力を求めるものであり、義務を課すものではないため、現行の表記のままいたします。
	<u>第6条2を(雇用の安定)という項目を新設し、下記条文内容とする。</u> (雇用の安定) 第7条 町は、 <u>犯罪被害者等の雇用の安定を図るために、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者の理解を促し、犯罪被害者等の就労支援施策を策定し実施するものとする。</u> 2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る <u>各種</u> 手続に <u>適切に関与することができる</u> よう、 <u>その</u> 就労、勤務、休暇等について <u>十分に</u> 配慮する <u>よう努める</u> ものとする。	第6条第2項	B	ご意見ありがとうございます。 事業者に対して、犯罪被害者等支援への理解と協力を求めるものであり、雇用に対する義務を課すものではないため、現行の表記のままいたします。
	犯罪被害者認定及び犯罪被害者支援申請は、どの様な方法で行うのか。	全般	B	ご意見ありがとうございます。 別に定める「実施要綱」において規定いたします。

提出者	意見の内容（要旨）	該当箇所	区分	町の考え方
1	犯罪被害者等支援申請が否決された場合の対応方法を明文化する必要はないか。	全般	B	ご意見ありがとうございます。別に定める「実施要綱」において規定いたします。
	金銭的犯罪被害者支援をする場合の支援項目ごとの支援金額や支援金上限額を明示する必要はないか。	全般	B	ご意見ありがとうございます。別に定める「実施要綱」において規定いたします。
	犯罪被害者等支援に関して、個人情報の取り扱いに関する条項の明文化は必要ないか。	全般	B	ご意見ありがとうございます。別に定める「実施要綱」において規定いたします。
	犯罪被害者等の心身の被害状況は異なりますが、支援終了の明文化は必要ないか。	全般	B	ご意見ありがとうございます。別に定める「実施要綱」において規定いたします。
	第7条2 町は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。 理由：窓口は第12条の施行規則において定めるのか。	第7条第2項	B	ご意見ありがとうございます。別に定める「実施要綱」において規定いたします。
2	第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨に <u>のっとり</u> 、（以下省略） 理由：第4条以降はひらがなであるため。	第1条	A	ご意見ありがとうございます。ご意見のとおり修正いたします。
	第1条 この条例は、（中略）、もって町民が <u>安全</u> で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 理由：法律前文には「安全で安心して暮らせる社会」とあるので文言を加えたらどうか。	第1条	A	ご意見ありがとうございます。上位法である犯罪被害者等基本法の前文に「安全で安心して暮らせる社会を実現」とあり、整合性を図るため、ご意見のとおり修正いたします。
	第2条（2）犯罪被害者等 犯罪等により害を被った町内に住所を有する <u>者</u> （以下省略） 理由：者・自然人なので漢字ではないか。	第2条第2号	A	ご意見ありがとうございます。ご意見のとおり「もの」を「者」に修正いたします。
	第2条（5）事業者 町内で事業活動を行う者をいう。 理由：第2条第4号に町内活動団体が含まれており、本号で自然人の「者」は違うのではないか。	第2条第5号	B	ご意見ありがとうございます。「者」については、自然人と法人を含むものであるため、現行の表記のままいたします。

提出者	意見の内容（要旨）	該当箇所	区分	町の考え方
2	<p>第3条 犯罪被害者等の<u>施策</u>は、（以下省略）</p> <p>2 犯罪被害者等の<u>施策</u>は、（以下省略）</p> <p>3 犯罪被害者等の<u>施策</u>は、（以下省略）</p> <p>4 犯罪被害者等の<u>施策</u>は、（以下省略）</p> <p>理由：法律は施策と支援を使い分けているので、本条については施策に改めた方が良いのでは。</p>	第3条 第1項 第2号 第3項 第4項	B	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>「支援」は被害者に対する具体的な働きかけ全般、「施策」は町が行う行政措置を示しており、本条は犯罪被害者等への基本理念について定めているものであり、神奈川県犯罪被害者等支援条例との整合性を図るため、現行の表記のままといたします。</p>
	<p>第6条2 犯罪被害者等を（中略）、その就労及び勤務について十分<u>に</u>配慮するよう努めるものとする。</p> <p>理由：第5条、第6条第1項では十分配慮となっている。</p>	第6条 第2項	A	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり修正いたします。</p>
	<p>（犯罪被害者等への支援）</p> <p>第8条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。</p> <p>理由：見出しは支援であるが、条文に次に掲げる施策を行うとあるため、第3条と同様の条文とした方が良いのではないかと。</p>	第8条 見出し	A	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>第8条は犯罪被害者等への具体的な支援内容を示しているため見出しを（犯罪被害者等への支援<u>施策</u>）に修正いたします。</p>
	<p>第9条の見出し（町内に住所を有しない犯罪被害者等への支援）</p> <p>理由：第2条に犯罪被害者等の定義があるので、犯罪被害者等とすると町内在住が含まれるので等を削除したかどうか。</p>	第9条 見出し	A	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>第2条に「犯罪被害者等」の規定があり、この条では町内に住所を有する者等は含まれないため、ご意見のとおり修正いたします。</p>
	<p>第9条に「第7条第1項に規定する支援」としているが、支援は第8条に記載されているので愚直に「相談及び情報の提供等」としてはどうか。</p>	第9条	A	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり修正いたします。</p>
	<p>第10条 町は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他犯罪被害者等の支援を行うことが（以下省略）</p> <p>理由：その他の支援が犯罪被害者のみととらえられる</p>	第10条	A	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>第2条に「犯罪被害者等」の規定があり、この条では町内に住所を有する者等は含まれるため、ご意見のとおり修正いたします。</p>

提出者	意見の内容（要旨）	該当箇所	区分	町の考え方
2	<p>法律「第2章基本的施策」では、必要な施策を講ずると規定されている各種の施策が、第8条各号の施策に規定されていないのではないか。特に第2号の例示が家事費用助成金にとどまっている。安全確保や居住安定はどの号に含まれるか判然としない。雇用安定は第6条第2項で事業者側から規定されているが、町から事業者に対して規定する必要はないか。</p>	全般	B	<p>ご意見ありがとうございます。第8条では、町としての支援内容を定めており、自治体によって支援内容は変わります。支援内容・金額については、別に定める「実施要綱」において規定いたします。安全確保や居住安定については上位法である「犯罪被害者等基本法」での対応となります。雇用安定については、町から事業者へ強制できるものではないため協力をお願いすることになりますので現行の表記のままいたします。</p>